

西尾市校区コミュニティ推進協議会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政の協働による地域づくりと住民自治を推進するため、校区の地域団体等で構成され、団体相互の連携・調整を図り、地域課題の解決や円滑な校区運営を目的として設立された校区コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）に対する校区コミュニティ推進協議会活動費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号。以下「規則」という。）の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象となる団体は、西尾市校区コミュニティ推進協議会に関する要綱第5条の規定により登録した協議会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、協議会が主催又は協議会の構成団体が主催する別表第1の事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の基礎額は、上限を120,000円とし、次のとおりとする。

- (1) 均等割額 1 協議会当たり50,000円
 - (2) 事業割額 補助対象事業数に10,000円を乗じた額
- 2 補助金の加算額は、一の事業に対して上限100,000円とし、補助限度額は200,000円とする。
- 3 補助金の特別加算額は、一の事業に対して上限200,000円とし、3事業までとする。
- 4 西尾市校区コミュニティ推進協議会活動費補助金の予算を超える場合は、特別加算額を減額または特別加算事業を一部不採択とする。
- 5 複数の協議会で一の事業を共催で行う場合は、市と事前協議すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費は、協議会の活動の推進を図るために要する別表第2の経費とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする協議会は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績報告）書 （様式第 1 号）
- (2) 収支予算（精算）書 （様式第 2 号）
- (3) 加算事業・特別加算事業 事業概要 （様式第 3 号）
- (4) 加算事業・特別加算事業 事業収支予算（精算）書 （様式第 4 号）
- (5) 構成団体名簿
- (6) 総会資料
- (7) その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定及び通知）

第 7 条 補助金の交付の決定及び通知は、規則第 5 条の規定による。

（補助金の交付請求）

第 8 条 前条の規定により、通知を受けた協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 9 条 市長は、前条の規定により請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助金の交付を受けた協議会は、補助事業が完了したときは、完了の日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに補助金等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績報告）書 （様式第 1 号）
- (2) 収支予算（精算）書 （様式第 2 号）
- (3) 加算事業・特別加算事業 事業概要 （様式第 3 号）
- (4) 加算事業・特別加算事業 事業収支予算（精算）書 （様式第 4 号）
- (5) 補助対象経費の支出を確認できる書類（領収書の写し等）
- (6) 補助対象事業の実施が確認できる書類（チラシやプログラム等）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

（雑則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（一色町、吉良町及び幡豆町の編入に伴う経過措置）

- 2 一色町、吉良町及び幡豆町の編入の日から平成25年3月31日までの間、一色町、吉良町及び幡豆町の区域内におけるコミュニティ活動を行う団体に対する補助金は、第2条及び第3条の規定に関わらず、予算の範囲以内において市長が適当と認める団体及び額とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 市長は、この要綱の施行後5年を目途として補助事業全般に関して検討を加え、その結果に基づき、廃止を含む必要な見直し等の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条、第 4 条関係)

補助対象事業		補助区分
協議会の会議、研修会、事務等		基礎額
加算事業・特別加算事業	地域課題の解決を図り、又は地域の特色を活かす事業であって次に掲げるいずれかに該当する事業 ア 住民自治機能に関する事業 校区内の各種団体が連携した地域行事やイベント等の実施、各種団体が参加する協議会等の開催 イ 安心安全な地域社会の形成に関する事業 子ども見守隊、自主防災組織、安心安全まちづくり協議会、高齢者の見守りや訪問活動、夜間パトロール隊の結成、安心安全マップの作成 ウ 生活環境の維持・改善に関する事業 防犯の維持管理、資源回収・リサイクル活動の推進、環境美化活動、道路・河川の一斉清掃、空き地等を活用した花壇整備 エ 地域資源の保護・伝承に関する事業 地域のお祭り、伝統行事、史跡保存 オ 交流・親睦、支え合いに関する事業 あいさつ運動、地域の広報紙の発行、誰でも参加できる校区行事の実施 カ 外国籍住民との共生に関する事業 外国人のための生活ガイドブックなどを活用した顔の見える関係づくり、外国籍住民でも参加できる校区行事の実施（防災訓練など） キ 青少年の育成・啓発に関する事業 地域ぐるみの子育て支援、世代間交流、次世代の育成 ク 情報発信・情報共有に関する事業 パンフレットや校区だよりの作成・配布 ケ 地域における男女共同参画の推進に関する事業 地域の女性団体が核となった地域づくり、女性の社会参加による地域活性化、女性の視点による防災・防犯活動、男性による子育てや介護等の支援活動 コ 前各号に掲げるもののほか、市長が認める事業	加算額 ・ 特別加算額
備考 1 補助対象事業は、協議会もしくは協議会の構成団体が主催(※1)すること。 2 宴会等飲食を目的とした事業/政治や宗教に関わる事業/学校行事とみなされる事業(※2)は対象外。 3 市からの補助金を受けている事業は対象外。 4 別途担当課で補助金が申請可能な場合はそちらを優先すること。 ※1 構成団体主催の事業であっても、参加者に特定の制限は設けないこと。 ※2 小学校等が主催で全学年もしくは、特定の学年が全員参加する行事は学校行事とみなす。ただし、保護者や関係者に制限せず、地域住民が主体として参加していることが認められる事業は対象とする。		

別表第 2（第 5 条関係）

項目	内容
報償費(参加賞)	参加者へ平等に配布する飲み物、お菓子、記念品等
報償費(参加賞除く)	講師・専門的技能を有する協力者への謝礼
旅費	講師・出演者等の交通費や旅費
備品購入費	事業の実施に必要な備品の購入費
委託料	事業の実施に関し、その一部を業者に委託する経費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品の購入費
燃料費、光熱水費	事業の実施に必要な機材や車両の燃料費や光熱水費等
印刷製本費	チラシ・パンフレット等の印刷製本費
修繕費	事業の実施に必要な物品の修繕費
通信運搬費	事業の実施、連絡に要する郵便料等
保険料、手数料	事業の実施に必要な保険料及び振込手数料等
使用料、賃借料	会場使用料、事業に使用する機械等の借上料等
原材料費	事業の実施に必要な原材料の購入費等
その他	事業の実施に必要な経費で市長が認める経費
備考	
1 本補助金以外に、補助金、助成金、協賛金等(以下「補助金等」という。)を受けている事業及び事業実施のため、会費、参加料等(以下「会費等」という。)を徴している事業については、補助対象経費総額から補助金等及び会費等を除く。	
2 加算事業・特別加算事業において、協議会の構成員に対する人件費は対象外。	
3 報償費（参加賞）は、一の事業に対して合計 1 0 0 , 0 0 0 円までとする。	
4 備品購入費は、一の事業に対して合計 5 0 , 0 0 0 円までとする。	
5 委託料は、一の事業に対して合計 5 0 , 0 0 0 円までとする。	
6 景品・賞品等に係る経費は対象外。	